

財経第 361 号
平成 18 年 2 月 27 日

財団
法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

相互生命保険協会
経 理 部 会
部会長 梅 原 真

企業会計基準適用指針公開草案第 15 号「その他の複合金融商品
(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)
に関する会計処理(案)」に対する意見について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 18 年 1 月 27 日に公表されました、標記公開草案に関しまして、別紙のとおり、当会としての意見を申し上げます。本意見は資産運用の実務担当者の意見を反映したものです。今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬白

(別紙)

企業会計基準委員会「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理（案）」に対する意見

<意見1>

- ・ 第26項において、複合金融商品の組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性が低いものとして取り扱うことができる場合の例示として、「元利金が保全される高い信用格付け、例えば、複数の格付機関よりダブルA格相当以上を得ているような場合」とあるが、信用格付けの具体的な水準を例示せず、満期保有目的債券の適格要件と同様に信用リスクの高くない場合としていただきたい。

(理由)

- ・ 日本公認会計士協会「金融商品会計に関するQ&A」Q22は、満期保有目的の債券の適格要件に関して、「信用リスクが高くない」格付けの水準を各企業が決定し、合理的な判断基準として設定するよう求めている。これに鑑みれば、本適用指針の適用においても、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性の程度の判断基準（格付けの水準）は各企業が合理的に設定することが適当と考えられる。しかし、具体的水準を例示すると、実務上一律に線引きがなされる結果につながりかねないため、例示することは避けるべきと考えられる。
- ・ なお、「元利金が保全される高い信用格付け」という表現は「金融商品会計に関する実務指針」46項にも見られ、実質的デファイゼンスにおいて抛出される金融資産と同水準の安全性を求める意図があるように思われるが、そのような債務消滅の要件において求められる安全性と、本公開草案が規定する評価・損益認識の要件において求められる安全性とは、必ずしも同水準である必要はないと考えられる。むしろ上記の通り、満期保有目的債券の適格要件と平仄のとれたものとすべきである。

<意見2>

- ・ 仮に信用格付けの具体的な水準を例示する場合であっても、以下の格付けが「いずれかの格付機関より、トリプルB格相当以上である場合」に組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性が低いものとして取り扱うことを認めていただきたい。
 - ・ 格付けを取得している複合金融商品については、当該複合金融商品の格付け
 - ・ 格付けを取得していない複合金融商品のうち「特別目的会社が高い信用力を有する利付き金融資産を裏付けにして当該特別目的会社以外の参照先の信用リスクに係るデリバティブを組み込んだ複合金融商品を発行している場合において、その信用リスクが単一の参照先に収斂すると認められる金融商品」については、当該参照先の格付け

(理由)

- ・ 一般的にトリプル B 格相当以上の格付けは「投資適格」と認識されており、今回適用が見込まれるクレジット・リンク債（ローン）やシンセティック債務担保証券の一般的な平均年限が 5 年であることを踏まえ、主要格付機関の格付別の 5 年後デフォルト率の平均値を見ると、別表のとおり、格付機関が公表している格付毎の累積デフォルト率ではトリプル B 格の累積デフォルト率は相当程度低いものと考えられる。
- ・ 今回適用が見込まれるクレジット・リンク債やシンセティック債務担保証券について、複数の格付機関から格付けを取得している事例はきわめて稀であり、今後複数の格付機関から格付けを取得することとなるとコスト面で大きな制約を受ける。
- ・ 信用リスクが単一の参照先に収斂するクレジット・リンク債では、格付機関の格付けを取得することは稀であるが、当該参照先が格付けを取得していれば、回収の確実性を判断することは可能である。

<意見 3>

- ・ 上記意見 2 と同様に仮に信用格付けの具体的な水準を例示する場合であっても、格付機関より格付けを取得していない複合金融商品を含め、自社にて合理的な信用リスクの測定体制が整備されており、その測定の結果、例示された信用格付けの水準と同等程度と認められ、当該複合金融商品の元利金の回収可能性が高いと判断できる場合には、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性が低いものとして取り扱うことを認めていただきたい。

(理由)

- ・ 上記 Q&A の Q22 において、適格要件の判断方法として認められている「発行者の財政状態及び経営成績等に基づいた合理的な判断基準を設定する方法」は、適用可能であると考えられる。

【別表】 主要格付機関の格付別の発行体ベース 5 年後累積デフォルト率平均

格付	主要格付機関平均 (単位%)
AAA	0.06
AA	0.17
A	0.67
BBB	2.04
BB	9.84

(2004 年までの累積、直近入手可能ベース)

以 上